

# 第4回 うらやす景観通信

平成 25 年 7 月 16 日発行

浦安市役所都市整備部都市計画課

TEL 047-351-1111(内線 1954・1957)

FAX 047-353-4378

メール toshikei@city.urayasu.lg.jp

第4回のテーマは「これが浦安の景観条例」です。

本題に入る前に、「条例」とは何かということを整理しておきましょう。「条例」とは市の作る法律だとイメージしていただくとわかりやすいと思います。地方自治体ごとに様々な内容の条例が作られています。しかし、どんな内容でも作れるかというそうではないんですね。

日本国憲法では「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定しています。つまり自分たちの仕事の範囲内で法律に違反しない、ということが「条例」を作るうえで守らなければならない条件なのです。

「浦安市景観条例」を作るときも浦安市の事務の範囲内で法律に違反しないよう、厳密なチェックが行われました。また、「パブリックコメント」という、みなさんからのご意見を伺う手続きも行いました。そういった経過を経て平成 20 年 12 月 25 日に制定されました。



※平成 20 年 9 月 1 日の広報うらやす パブリックコメントの実施の特別号

さて、ではさっそく中身を見てみましょう。条文を見てみると「法第〇〇条第〇〇項第〇〇号に規定する〇〇〇〇〇」というような文面が目につくと思います。実は条例にも独自に定めるものと、法律に「〇〇については条例で定める」と記載された部分の内容（委任された内容）を定めるものがあります。

しかし、全ての条文が委任された内容ではありません。「浦安市景観条例」は独自に定めた部分と法律に委任されている部分が組み合わさって作られています。少し難しい話となりましたが、要するに定めたいこと、定めるべきことが組み合わさって作られているということです。

具体的な中身については景観計画と同様、これから順番に説明していきますので焦らずゆっくり見ていきましょう。

さあ、これで景観計画、景観法、景観条例という景観の重要な要素がそろってきました。

次回は「景観をよくするために・・・」をテーマに今回までのまとめ、各要素の関係性を掲載いたします。